
令和7年第3回 芦屋町議会定例会会議録（第2日）

令和7年9月9日（火曜日）

議事日程（2）

令和7年9月9日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

【出席議員】（10名）

1番 長島 毅	2番 田中 太	3番 香田 一之	4番 中西 智昭
6番 本田 浩	7番 松岡 泉	9番 内海 猛年	10番 妹川 征男
11番 川上 誠一	12番 辻本 一夫		

【欠席議員】（なし）

【欠員】 2名

事務局出席職員職氏名

局長 福田 雅代	書記 岡本 賢治	書記 山城 朋美
----------	----------	----------

説明のために出席した者の職氏名

副町長	中西新吾	教育長	三樹賢二	モーターボート競走事業管理者	藤崎隆好
会計管理者	藤永詩乃美	総務課長	佐竹 功	企画政策課長	本郷宣昭
芦屋港活性化推進室長	志村亮二	財政課長	池上亮吉	都市整備課長	小田武文
税務課長	水摩秀徳	環境住宅課長	新開晴浩	住民課長	溝上竜平
福祉課長	智田寛俊	健康・こども課長	塩田健司	産業観光課長	浮田光二
芦屋釜・歴史文化課長	新郷英弘	学校教育課長	木本拓也	生涯学習課長	本石美香
ボートレース事業局次長	井上康治	企画課長	中野功明	事業課長	横田和雄

【 傍 聴 者 数 】 (なし)

午前 10 時 00 分開議

○議長 辻本 一夫君

全員起立、礼、着席願います。

おはようございます。これより本日の会議を開きます。

日程第 1. 一般質問

○議長 辻本 一夫君

本日は一般質問を行います。あらかじめ提出されております通告書の順により質問を許します。

まず 11 番、川上議員の一般質問を許します。川上議員。

○議員 11 番 川上 誠一君

11 番、日本共産党の川上です。

今回は、町長が不在なので、一般質問は私 1 人となっております。一般質問のない定例会は、クリーブを入れないコーヒーのようなものです。そういった点から行いますので、よろしく御答弁お願いいたします。

まず、第 1 に就学援助について。

物価高騰が続いている中で、子育て世代の生活が苦しくなっている。就学援助制度は、そんな子育て世代を支える支援の一つとなっています。

そこで伺います。

1 点目に、就学援助を受けている世帯はどのくらいあるのか、これについて伺います。

○議長 辻本 一夫君

執行部の答弁を求めます。学校教育課長。

○学校教育課長 木本 拓也君

お答えいたします。

令和 5 年度からの実績に基づき、お答えいたします。

令和 5 年度は 137 世帯、令和 6 年度は 138 世帯、令和 7 年度は 9 月 1 日時点で 131 世帯です。なお、就学援助の申請は随時受付をしております。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

川上議員。

○議員 11 番 川上 誠一君

この 137 世帯近くはありますが、この中で、2 点目の就学援助の申請を行ったが、否認定とされた世帯はどのくらいあるのか、これについて伺います。

○議長 辻本 一夫君

学校教育課長。

○学校教育課長 木本 拓也君

これについても、令和5年度からの実績に基づきお答えいたします。

令和5年度の申請数は143世帯、そのうち6世帯が否認定となりました。割合にして4.2%です。令和6年度は145世帯の申請に対し、否認定は7世帯、4.8%。令和7年度は9月1日時点で申請数は138世帯、そのうち否認定が7世帯、5.1%となっております。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

5%ぐらいの人が、申請したが受けられないという状況ですが、この否認定となった理由は、これまで認定されていた収入が基準額を上回ったこと等が考えられますが、物価高騰を上回るほどの収入ではない限り、生活水準が改善されたとは言えません。

子育て世帯からは、教育費の負担が重いとの声が多く聞かれます。追い打ちをかけて、米をはじめとする物価高騰で、生活はとても厳しさを増しています。基準額を超え、認定されなかった場合についても、給食費は現在無償化されていますが、教材費等の教育にかかる負担があることで、家計が厳しくなる世帯も少なくないと推察するところです。

否認定となった世帯の状況を把握するための実態調査が必要だと考えますが、いかがでしょうか。

○議長 辻本 一夫君

学校教育課長。

○学校教育課長 木本 拓也君

就学援助の適用に関する審査において、申請者宅への家庭訪問を実施するか否かにつきましては、文部科学省の制度上、必須の手続とはされておらず、各自治体の判断に委ねられているものでございます。

本町におきましては、申請者から提出された収入状況や、世帯構成などの書類を基に、生活保護基準との比較などを行い、適正かつ公正な審査を実施しております。

なお、申請内容に不明な点がある場合には、必要に応じて面談の実施や、追加資料の提出をお願いすることは想定していますが、実際に家庭訪問による実態調査に至ったケースはありません。

就学援助制度の運用にあたりましては、真に支援を必要とする方々に対して、適切かつ確実に支援が届くよう、公平性の確保を最も重要な視点の1つとして位置づけております。

今後とも、児童生徒の学びの機会が確保されるよう、制度の適正な運用に努めるとともに、申請者一人一人の状況に寄り添った柔軟な対応を心がけてまいります。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

それでは、次の第3点目の、入学準備金の支給額が現在幾らになっているのかを伺います。

○議長 辻本 一夫君

学校教育課長。

○学校教育課長 木本 拓也君

令和7年度の支給額は、小学校が5万7,060円、中学校が6万3,000円です。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

小学校が5万7,000円、中学校が6万3,000円ということですが、現在、制服一式、かばん、体操服、靴、上履き、必要教材、文房具など、中学校生活に必要な最低限の物をそろえただけでも約10万円近くになります。この6万3,000円では足りません。

非正規雇用で働く保護者が増えている中で、ふだんの生活はぎりぎりの家計でやりくりしているのが実態です。貯金に回せる余裕はなく、その中で中学の入学に必要なものを買うために、お金を捻出するのがいかに大変か、想像に難くありません。せめて最低限の準備ができるように、支援を行うことが必要だと考えます。

横浜市では、入学準備金を小学校は6万3,100円、中学校で7万9,500円支給されています。福岡県内でも入学金とは別に、大任町では眼鏡やランドセル、香春町では1年生には体操服、7年生、中学1年生には制服、それから赤村では修学旅行費が2万5,000円と、今回からは別個に5万円支給するという、そういった町独自の取組をやっております。

就学援助費の決定は、自治体独自で決定が可能となっています。もともと、準要保護世帯への就学援助費は2分の1の国庫負担がありましたが、2005年以降一般財源化され、地方自治体で措置するようになっていきます。

このことから、教育の機会均等を保障するため、就学援助制度の充実に向け、十分な財源を確保し、制度を拡充すべきことだと思います。

入学準備を賄える額に引き上げるべきではないかと考えますが、それについて伺います。

○議長 辻本 一夫君

学校教育課長。

○学校教育課長 木本 拓也君

先ほどの答弁と一部重複いたしますが、芦屋町での就学援助制度の審査におきましては、申請者から提出された収入状況や世帯構成などの書類を基に、生活保護基準との比較などを行い、審査をしておるところでございます。

また併せまして、芦屋町では給食費の無償化を実施しているところでございます。そのあたりも含めて、各自治体が検討された結果として今の制度があるものと認識しております。

したがいまして、現時点で、就学援助費の町独自の増額というところは考えていないということでございます。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

それでは4点目の、就学援助の周知はどのように行っているのか、これについて伺います。

○議長 辻本 一夫君

学校教育課長。

○学校教育課長 木本 拓也君

就学援助の周知につきましては、町のホームページへ掲載をしているほか、在校生の世帯向けに学校を通じて文書による周知を行っています。

また、新入学生の世帯向けに、各学校で開催されている入学説明会において、学校教育課の担当者から就学援助制度についての説明を行っています。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

入学式などで説明を行っているということですが、やはりまだまだ就学援助の制度の周知・徹底というのが不十分ではないかなと思っております。

そういった点では、就学援助の対象となる児童扶養手当を担当する窓口、また児童手当の窓口、そういったところにも、就学援助のお知らせプリントを配置し、そして受給者に配布する。こういったことを、旺盛に行い、周知を広めていただきたいと思いますと思いますが、その点はいかがでしょうか。

○議長 辻本 一夫君

学校教育課長。

○学校教育課長 木本 拓也君

周知のチャンスを増やせという御提案だと認識しております。

学校教育課といたしましては、福祉関係の関係課とも調整をしながら、同様の話が来た場合は、学校教育課の方に御案内していただくように、考えていきたいと考えております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

それでは5点目の、認定所得基準額はどうなっているのか。所得基準は生活保護の何倍となっているのか、これについて伺います。

○議長 辻本 一夫君

学校教育課長。

○学校教育課長 木本 拓也君

認定所得基準額についてお答えいたします。

芦屋町では、前年の所得状況に基づき、生活保護基準額の1.3倍未満の世帯を就学援助世帯として認定しております。

認定所得基準額は、世帯構成や住まいの条件によって異なりますが、父、母、中学生、小学生の4人世帯の場合で、持家の場合は273万円程度、借家の場合は323万円程度です。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

それでは、具体的な、例えば簡単に言えば所得基準は生活保護の1.3倍と言われましたね。

それでは、近隣の市町村は、郡内で結構ですけど、生活保護の何倍となってるのでしょうか。

○議長 辻本 一夫君

学校教育課長。

○学校教育課長 木本 拓也君

文部科学省が毎年公表している就学援助の実施状況に基づき、令和6年度の状況についてお答えします。

近隣自治体では、水巻町と岡垣町が1.25倍、遠賀町が1.35倍、北九州市は参考までに

1. 3倍となっており、全国的にも生活保護基準額の1.2倍から1.3倍までが最も多い状況です。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

郡内では、大体同じような水準になっているということですが、岡垣町が1.35倍でしたかね。そういった点では、芦屋町よりも高い水準になっているということで、全国的に言えば、生活保護水準の1.5倍という水準まで引き上げている、そういった自治体も多くあります。やはり、多くの方々に、教育の機会を均等に与えるために、拡充すべきではないかなと考えます。

それと認定所得基準は、前年度の収入で判断されるということです。現在、病気やけが、倒産などで収入が逼迫し、経済的援助を必要とする世帯にも、就学援助は前年度の収入で判断されますので却下されます。

こうした事態を解決するために、保護者の失業、倒産、疾病などによって現在の所得が大幅に減少したとき、特別に認定し、就学援助を支給する自治体もあります。経済悪化の中で、特別制度を設けることも考えるときになっていると思いますが、その点はいかがでしょう。

○議長 辻本 一夫君

学校教育課長。

○学校教育課長 木本 拓也君

現時点の考え方としては、生活保護基準の考え方の1.3倍ということで制度を運用しているところでございますし、近隣の自治体で議員御指摘のような取扱いをしているという事例は確認できておりませんので、現時点で制度を変えようという検討を行う予定はありません。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

生活保護水準の1.3倍とか、そういったところで判断されていますけど、生活保護基準自体が、この間引き下げられてきています。そういった点では、前年度と収入が変わらなくても、生活保護水準を国が切り下げたために否認定になるという、そういったケースも出てくるんだと思います。

今年の6月でしたかね、生活保護費の引下げは違法であることを争点とした裁判が、最高裁で争われ、生活保護基準引下げは違法である、引上げを行うべきとの最高裁の判決が決定が出され

てます。これはもう確定している、最高裁が出したんですから確定しています。

そういった点では今後国は、生活保護の基準を引き上げるという、そういった行動に出ると考えます。そういった点では、生活保護の否認定が出現した大きな要因であった保護基準の引き下げが、この基準を元に戻し、総所得額を引き下げることが必要になってくると思います。

そういった点では、今後の国の動向を十分把握して、対象となる方には就学援助を認めるようにしていただきたいと考えております。

就学援助は学校教育法第19条、経済的理由により就学困難と認められる学齢児童、または学齢生徒の保護者に対して、市町村は必要な援助を与えなければならない、に基づいて実施されています。

最高裁判決が確定しているのだから、今後生活保護費の引上げが行われます。所得基準額を引き上げて、1人でも多くの児童生徒の発達を保障し、生きる力を育んでいく、教育的観点を優先する学校生活を、町が責任を持って行うことを求めて、この問題についての質問を終わります。

続きまして、2点目の熱中症対策について伺います。

令和7年6月1日から、職場での熱中症対策が事業者には義務づけられました。今般の義務化では、熱中症の初期対応を強化し、重症化を防ぐことが義務づけられております。

そこで伺います。

役場ではどのような対策を講じているのか、この点について伺います。

○議長 辻本 一夫君

総務課長。

○総務課長 佐竹 功君

職場における熱中症対策の強化につきましては、熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、迅速かつ適切に対処し、熱中症の重篤化を防止するため、このたび労働安全衛生規則が改正されました。この改正により、熱中症を生ずるおそれのある作業を行う際には、事業者には体制の整備と手順の作成、そして関係者への周知が義務づけられました。

まず、体制の整備につきましては、熱中症の自覚症状がある作業員や、熱中症のおそれがある作業員を見つけた者が、その旨を報告するための体制をあらかじめ定めることとされています。そこで役場としては、連絡先や担当者を記す様式を作成し、見えるところに掲示し、関係者に周知することとしました。これを各課、各職場にて対応するように通知をしたところでございます。

次に、手順の作成につきましては、作業からの離脱、身体の冷却、必要に応じて医師の診察、または処置を受けさせることなど、熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置に関する内容や実施手順をあらかじめ定めることとされています。

そこで役場としましては、厚生労働省が作成した職場における熱中症対策の強化についてとい

う、熱中症のおそれのある者に対する処置の例が記されたフロー図を活用することとし、そのフロー図を見えるところに掲示し、関係者に周知することとしました。これを各課、各職場にて対応するように通知したところでございます。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

今度の改正では、熱中症の対策について、温度だけを基準にするのではなくて湿度とかそういった部分を含めて総合的に判断するということで、WBGT値、暑さ指数という、そういったものを打ち出しています。こういったことを測定する測定器が必要となっていますが、芦屋町ではこの測定器の導入はどのようになっているのでしょうか、伺います。

○議長 辻本 一夫君

総務課長。

○総務課長 佐竹 功君

総務課では、暑さ指数につきましては、測定器も持っておりません。持っていないため、暑さ指数そのものの活用をしておりません。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

役場の庁舎内では、ある程度空調も効いて良好な環境が保たれていると思いますが、やはり国自体がそういった暑さ指数を計器で測定して、常に職場環境を判断しろということを言っていますし、役場の職員も、庁舎内だけではなくて庁舎外に出て行く場合もあります。そういった場合、例えば町営住宅の中の補修とか、そういったことになっていけばですね、町営住宅内では、WBGT値っていうのが相当上がっているということも考えられますので、これも、ピンからキリまであって高いのは相当高いんでしょうが、安いのは1万円しなくてもありますので、こういったものも、設置して、やはり働く人の命と健康を守るという、そういったことをやってもらいたいと思います。

それでは次の、町の委託事業者等の対策はどのように行っているのか、それについて伺います。

○議長 辻本 一夫君

総務課長。

○総務課長 佐竹 功君

委託事業者等の対策につきましては、その業務を請け負った受託事業者等が、自身で対策を行うこととされているため、町として対策をしなければならないというものではありません。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

基本的には、そういったそれぞれの事業者が、それを行うということになっていますが、ただその事業者は、町の仕事や事業や建設とかそういった部分を請け負うわけですから、町とは一切関係ないわけではないです。町としてそういった現場で、熱中症患者が出たりとか、熱中症によって死亡したとか、そういった風になればですね、当然町は関係ありませんでは済まないと思います。

そういった点では、法令を遵守するという観点から、事業の委託先事業者や工事の受注者に対して、改めて強く適切な対応を求めるという、そういったことを、ちゃんと通達、知らせるべき、コンプライアンスを守ってくれという、そういったことを求めるべきだと思いますが、その点はいかがでしょう。

○議長 辻本 一夫君

総務課長。

○総務課長 佐竹 功君

あくまで委託事業につきましては、町が措置義務を負うものではないということだけでありまして、あくまでも、その業務を行ってもらうに当たりまして、対策をとるように、受託事業者に注意を促すなど、アドバイスをするなどということは当然行ってもよいことだと思っております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

ぜひ、そういった事業者がコンプライアンスを守るように、指導を強めていただきたいと思います。

それと、職場や学校ではWBGTの定期的な測定と基準に基づいた活動制限のルール、こういったものも策定が必要なので、こういったものについても、ちゃんと法令遵守して作成していただきたいと思います。

委託事業者の、熱中症対策の義務化という点では、1つは重篤化防止のための措置と手順の策

定・通知する。熱中症の症状が出た場合に備え、どのような行動をとるかを明確にし、現場の全員に共有すること。これには作業離脱、急速冷却、救急要請、医療機関への搬送などが含まれます。

2点目に、職場環境の改善。WBGTでの測定と管理、休息所の設置、体温を下げられる快適な場所、空調やシェードの設置など熱中症リスクを下げるための環境整備。

3点目に、作業員の意識改革と教育。労働者に対して熱中症の症状、予防方法、緊急時の救急処置、熱中症の事故事例などについて、あらかじめ労働衛生教育を行うこと。

4点目に、水分、塩分補給の徹底、熱中症予防の基本的な対策として、水分と塩分の補給を徹底すること。こういったことがうたわれています。

これらの義務を怠った場合、労働安全衛生法に基づき、6か月以下の懲役または50万円以下の罰金が課される可能性があるという、こういった厳しい罰則もありますので、ぜひ、こういった法令を遵守していくように、指導していただきたいと思います。

それでは先ほども言いましたが、庁舎内ではWBGTは28度以下に抑えられてるでしょうが、熱中症予防対策は作業環境管理、作業管理、健康管理、労働衛生教育など様々です。働く人の命を守ることを最優先に、職場の環境整備を、最優先の熱中症対策を徹底することを求めて、この質問を終わります。

続きまして第3点目の、小中学校での熱中症対策の取組と、授業や部活動における直近3年間の発生件数について伺います。

○議長 辻本 一夫君

学校教育課長。

○学校教育課長 木本 拓也君

町内の小中学校では、児童生徒の健康と安全を守るため、熱中症対策に関して様々な取組を行っています。

小学校では、夏季休業前に保護者向けの案内文書を配付し、家庭での過ごし方などに関して注意喚起を行っています。

校内では、養護教諭が熱中症計を用いて暑さ指数を測定し、その結果に応じて外遊びや体育活動の可否を放送で知らせるなど、日々の状況に応じた対応を実施しています。

また、帽子や水筒の持参を促す啓発を継続的に行い、9月には学習時程の変更により昼休みの短縮や早めの下校を行うなど、柔軟な対応も取られています。登下校時には、首冷却リングや日傘、アームカバーなどの使用を認め、家庭と連携した予防策を講じています。

さらに、授業中の空調使用や水分補給の徹底に加え、校外学習や学校行事の際には、暑さ指数を参考に活動時間の短縮やオンライン対応を行うなど、安全と活動の質の両立を図っています。

体育館の室温が高い場合には、児童が空調の効いた教室で式典に参加するなどの工夫もみられます。

中学校においても小学校と同様の取組が行われており、特に部活動では暑さ指数に応じた活動基準を明確に設定し、気温に応じて活動時間の短縮や運動強度の調整、活動の中止などを判断しています。保護者への啓発としては、登校前の健康観察や水分補給の徹底、体調不良時の無理をさせない対応など、家庭との連携を重視した取組が進められています。

熱中症の発生件数でございますが、熱中症の症状を訴えた児童生徒の人数としてお答えいたします。小学校では、令和5年度は熱中症に特化した資料がありません。令和6年度は3校で60人。令和7年度は1学期終了時点で23人の報告がありました。中学校では、令和5年度は15人、令和6年度は17人、令和7年度は1学期終了時点で16人となっています。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

熱中症の発生件数をみて、結構数字が大きいのでびっくりしましたが、恐らく重篤には至ってないと思うんですけど。そういった点では、児童の安全、安心、生命と命と健康を守る、こういったことを、本当に喫緊の課題だと感じております。

特に、福岡県では今年も猛暑が続いており、猛暑日が26日、真夏日が45日と記録を更新しています。9月も連日、真夏日が予想されています。

ちょっと調べてみたんですけど、猛暑日が2025年は、これは福岡市のデータですけど35日、真夏日が30日、夏日が25日となっています。今年は5月からのデータを取ってるんですけど、5月の30度の真夏日が1日、そして25度以上の夏日が11日となっています。6月では猛暑日が1日、真夏日が11日、夏日が12日。それから7月は猛暑日が11日、真夏日が18日、夏日が2日。8月は猛暑日が14日、真夏日が15日、夏日が2日ですね。それから24年のデータでは9月でも、猛暑日が9日、真夏日が17日、夏日が4日となっています。10月もこれが続きまして、猛暑日ありませんけど、真夏日が2日、夏日が16日と、5月から10月までこういった猛暑が続いているという状況です。年間で39日の猛暑日、それから53日の真夏日、63日の夏日という、やっぱり相当の温暖化によって、暑さが続いているという状況です。

そういった点で、こどもの命と健康をどう守るかということが大事な問題ですけど、そんな中、こどもたちは今自宅から水筒を持参しています。しかし近年は夏休み前から、厳しい暑さになるため、自宅から水筒を持参してもすぐになくなってしまい、下校時には足りなくなるということもあります。こどもたちが飲料水を補充できるような体制を整えることが必要です。

昨年の9月議会でも飲料水の供給を求めましたが、これについてはどうなったのか、それについて伺います。

○議長 辻本 一夫君

学校教育課長。

○学校教育課長 木本 拓也君

かつては、町内の公共施設に冷水機を設置しておりましたが、不特定多数の方が利用されることから、衛生面における懸念が生じ、これを撤去した経緯がありました。

町内の各学校では、冷水を準備し、児童生徒の熱中症対策のために使用しています。

また、校長会や各学校のPTAなどから、冷水機設置に関する要望はありません。したがって、今のところ設置する予定は考えていないところでございます。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

全国的には、やはりウォータークーラーとか、冷水機の設置をしている小中学校なんかが、今増えていってます。

郡内でも岡垣町では、水分補給の環境整備が必要と考え、令和7年からモデル校に水道水直結型冷水機を設置することを決めています。これを私、見に行ったんですけどね、なかなか注文が多くてまだ設置ができてないということですが、今そういった点では、それを設置することを、進めているということです。

岡垣町では、クラウドファンディングとかそういったもので財源をつくってやっております。児童生徒が安心して水分補給できるように、冷水機を小中学校に設置する資金を募ります。こどもたちは各自で水筒を持参し、こまめな水分補給をやっていますが、1日の途中で水筒の水がなくなるこどももいます。より大きな水筒を持たせることができればいいのですが、多くの荷物を持って登校しているため、これ以上大きな水筒を持たせることは難しい状況です。特に低学年の児童には、負担が大きくなります。本プロジェクトにより、児童生徒の負担軽減につながると考えていますということでやっています。これをモデルケースとして、それが好評であれば、各学校に据え付けたいというような考えを持っているとのこと。

そういった点で、児童に安心して水分補給してほしい、そういった児童の命と健康を守るために、この芦屋町でも冷水機の設置についてを、ぜひ周りの状況をみながら考えていただきたいと思います。

以上で、この熱中症対策についての質問を終わります。

続きまして、3点目の訪問介護事業について伺います。

令和7年第1回定例会で、訪問介護報酬の切下げにより、経営が厳しい訪問介護事業所への事業支援を求めたが、できないとの答弁でありました。

また、7月31日に開かれた福岡県介護保険広域連合議会第2回定例会で、広域連合による訪問介護事業所への支援についての質問を私は行いましたが、広域連合としては財源確保が、そういった部分がないから、実施は困難であるとのこと。それでも、自治体が独自の財源で支援を行うことは、妨げるものではないとの答弁でした。

芦屋町においては訪問介護を行う事業所は3事業所あります。事業所は赤字である訪問介護事業を維持するために、別会計から補填していると聞いてます。地域包括ケアを構築していく上で、中心的な役割を果たす訪問介護事業所をゼロにしてはならない、事業所への支援をどのように考えているのか、再び伺います。

○議長 辻本 一夫君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

第1回定例会で答弁させていただいた内容から、町の考え方は現時点では変わっておりませんので、同様の回答となります。

訪問介護事業者が経営不振に陥っている要因の1つに、介護職員の確保が困難になっていることが挙げられます。この問題は、単に金銭的な支援を行うだけでは、解決できるものではありません。全国的な人材不足であるため、職員の労働環境や業務負担の軽減、離職防止策、外国人材の活用など、多角的なアプローチが重要となります。町が支援金を支給しても、根本的解決には至らず、長期的な視点での取組が必要です。

またこれらの取組は、いち地方自治体で取り組むのではなく、国が介護人材確保の対策を打ち出し、国の主導の下、町は県と連携して取り組んでいくものであると考えます。

このように、介護職員の確保問題は、長期的視点で抜本的な対策を必要とすることから、町としての金銭的な支援は、現時点では考えておりません。

また、介護事業所に対する支援では、県と町ではそれぞれの役割があります。県は広域的な視点に立って、市町村単位では行うことが難しい人材確保の取組を進めます。町は、県の取組と連携し、広報活動等によって福祉・介護サービスの意義や必要性についての啓発に努め、従事者に対する相談体制の整備や、関係団体等のネットワーク構築などを進めて行くものとなります。

なお、福岡県では、訪問介護サービス事業者への支援策を今年度から開始しております。訪問介護等サービス体制強化事業としまして、経験年数が短いヘルパーの同行支援の強化や、ヘルパーの常勤化への支援を行うというものでございます。

町は、このような国、県の支援を適切に事業者に伝え、相談を受けることで支援していきたいと考えております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

3月の第1回定例会で、訪問介護事業所の空白地域の問題で質問したときは、ゼロの地域が107自治体ですが、6月末現在では115自治体となっており、残り1つとなった自治体は269市町村となり、さらに増えて全自治体の5分の1が、そういった危機的な状況に陥っているというところです。

訪問事業所の約4割が赤字のところへ、昨年4月に政府が訪問介護基本報酬を2%から3%引下げ、事業所削減を加速させました。廃止事業所の関係者は、僻地の実情を考えたのか、訪問介護には、東京では考えられない移動があるが報酬はない。国は移動に見合う仕組みを作って欲しいと訴えています。福岡でも、残り1の自治体が4自治体あります。芦屋町は3事業所ですが、訪問介護は赤字の状況です。芦屋町も、訪問事業空白自治体の予備軍と認識しなければなりません。

私は先ほども言いましたように、広域連合議会議員となった7月の第2回定例会でこの問題を問いましたが、自治体が独自で支援することを妨げるものではないとの答弁です。介護保険が創設され、福岡県介護保険広域連合に加入する際は、介護保険制度については独自の上乗せ、横出しサービスが可能と言われていました。

しかし、連合に加入し実施される中では、連合内のサービスの均等化のもとに、独自の支援は認められませんでした。今回、広域連合が独自支援を認めているのですから、地域包括ケアの中心となる訪問介護を守るためには、町は対策支援を行うべきだと考えます。このまま事態を放置すれば、深刻な基盤崩壊が進んでいきます。

全国では、自治体での取組も始まっています。前回も言いましたが、世田谷区では独自の訪問介護事業所支援を行ってまし、東京都は介護事業者に対し、介護職員就業支援事業として職員を採用した場合の人件費の一部や、募集の経費、電動アシスト自転車やEV車の購入、職員の熱中症対策や研修費の支援、これは先ほど課長も、福岡県もこういった内容の部分を行ってると言いましたが、こういった県の取組を、やはり緊張感を持って行われています。

新潟県の村上市では、基本報酬引下げによる減収分を支援する事業と、ガソリン代高騰への対応を実施し、事業者から歓迎されてます。村上市の高橋市長は「支援にあたっては国が減らした介護報酬を自治体が上乗せしていいのか考えました。だけど、学校給食やこどもの医療費は独自

に応援しています。それと同じだと決断しました。」と導入の経緯を語っています。

また、東京都品川区の森澤恭子区長は、「社会インフラとしての介護事業、高齢者の命を守るため、緊急的・臨時的な対策を講じ、現場の実態に即した介護報酬改定を待ちたい。」と、6月の記者会見で区内の訪問介護事業所60か所への支援策を表明しました。報酬減額分との差額を、区が給付して補填するというものです。今秋以降、今年の秋ですね、以降に給付を始め、1事業所当たり年間12万円から240万円の給付を見込んでいます。報酬改定後に、区内の訪問介護事業所の半数以上が減収となり、4事業所が休廃業し、区議会に報酬引上げの請願が上がったことなども支援を決めた背景にあるということです。期間は26年度末まで、とりわけ小規模な事業所が、次の介護報酬改定までに経営悪化の一途をたどりかねないとの判断からだと言っております。森澤区長は、自治体が一石を投じて、国に問題を提起したいと語っているということです。

そういった点では、やはり芦屋町でも、何らかの対策を考えるべきだと思います。そういった点では、現金給付とかだけではなくても、いろんな支援ができると思います。これは訪問介護事業所だけじゃなくて、ケアマネジャーの不足とか、そういったものにもつながっていると思いますので、ぜひ、芦屋町でも何らかの支援策を検討していただきたいと思いますが、その点についてももう一度答弁を伺います。

○議長 辻本 一夫君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

事業所の財政困難、こちら国の策定した報酬単価引下げによる影響が理由の1つであると思いますので、基本的には国が責任を持って対応すべき事案と考えております。

現在は、先ほど川上議員から御紹介ありましたが、世田谷区と村上市などで財政支援行っているようですが、その効果がいかほどのものかということもございます。単年のみの支給で事業継続に影響があるのか、また毎年支給するのであれば、町の経常的な財源の問題もございます。

よって、繰り返しになりますが、現時点での財政的な支援ということでは考えておりません。しかし、議員が今言われました財政を伴わない支援ということも踏まえまして、町の方では介護サービス事業所等が集まった、在宅サービス事業者連絡会というものがございますので、その中で御意見等も聞きながら、何かできることがないかというのは考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

ぜひ、そういった窮地を救うために、何らかの支援を町としても考えていただきたいと思いま

す。

介護保険制度が２０００年に発足して２５年、相次ぐ制度の改悪が進められた結果、介護保険料を払っているのに必要なサービスが受けられない制度、保険あって介護なしと言われるようになってきてます。

介護保険の生みの親で介護保険創設時の厚労省老健局長だった堤修三氏は、介護保険は国家的な詐欺になりつつあると語っています。

今、国会がもめています、今度の秋の国会では、介護保険に関連して介護利用料の２割負担の対象拡大、またケアプランの有料化、要介護１・２の生活援助などの保険外し、の３大改悪の審議が始まろうとしています。訪問介護事業者の撤退、周辺地域でのサービス供給がストップする事態を招くことなく、利用者の安全と尊厳を守ることができる介護保険制度にすることを求めて質問を終わります。

○議長 辻本 一夫君

以上で、川上議員の一般質問は終わりました。

○議長 辻本 一夫君

以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

起立、礼。お疲れ様でございました。

午前 10 時 52 分散会
